

公益財団法人広島市文化財団一般事業主行動計画（女性活躍推進）

令和3年3月1日策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当財団における女性職員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

2 当財団の課題

- (1) 当財団は、広島市出資の公益財団法人で、職員構成は、財団固有職員、広島市派遣職員及び広島市OB職員となっている。

財団固有職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性割合が38.4%（R2年1月1日現在）と4割を下回っており、経験、能力に応じて管理監督職に占める女性割合を高めていく必要がある。

- (2) 当財団全体の有給休暇取得率は61%と6割を超えており、決して低い数値ではないが、財団固有職員と広島市派遣職員の有給休暇取得率が平均を下回っており、どの区分の職員も同様に有給休暇を取得しやすい環境にする必要がある。

3 目標

- (1) 財団固有職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性割合を45%以上とする。
- (2) 財団固有職員と広島市派遣職員の有給休暇取得率を60%以上とする。

4 取組み内容及び実施時期（計画時期において、以下のことに取り組む。）

- (1) 育児休業等復職者への職場のサポート

育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方等について、管理職員と情報を共有し、復帰後、育児等を行いながら円滑に仕事に従事することができる環境づくりに努める。

- (2) 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事と家庭の両立支援制度の職員への周知徹底を図るとともに、職場が優先という認識や固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発を行う。

- (3) 時間外労働の削減対策

- ・ 時間外労働の削減に向けて、組織トップの理事長から職員への意識啓発を行う。
- ・ 各管理職職員は、事務の簡素化や特定の職員に業務が偏らないよう業務分担の見直しを適宜行い、各職員の業務の平準化を図り、時間外労働の削減に努める。
- ・ 館長会議において、長時間労働の削減に向けた労務管理研修を実施する。